

## 不正会計は見抜けるのか？

### 【本号の内容】

1. はじめに
2. 不正リスク対応基準(仮称)の主な内容
3. 不正会計はどこに現れるか
4. おわりに

株式会社デューデリジェンス (DCo)はGCAサヴィアングループの一員として、M&A・事業再生に関する高い専門的知識と豊富な経験を有しており、高品質かつ広範囲のデューデリジェンス・サービスを提供するとともに、企業価値評価、会計・税務に関するストラクチャリング・アドバイス、ポストディールサポートまで幅広いサービスを提供致します。

詳しくは、[www.dcock.com](http://www.dcock.com)にて紹介しています。

### 1. はじめに

2011年から2012年にかけて、大王製紙やオリンパスで行われてきた不正会計について多くの報道がなされてきました。特にオリンパスの行った不正会計については、M&Aに関連して発生する「のれん」を利用した不正ということで大きな注目を浴びました。

オリンパス事件以降、監査法人も「のれん」の評価について今まで以上に評価のプロセス等を厳格に検討する傾向にあるようです。

DCo Newsの読者である皆様も、M&Aの様々な局面で不正会計の可能性について、検討する機会が増えたのではないのでしょうか？

また、オリンパス事件は監査法人による監査を受けていながら、なぜ、不正会計が見逃され続けたのかという点でも大きな議論を呼びました。このような声を受けて、金融庁は2012年12月11日の企業会計審議会監査部で、会計不正に対応する監査手続きを定めた「不正リスク対応基準」(仮称)の公開草案を公表しました。

この基準は金融商品取引法の適用企業を監査する公認会計士に対して、会計不正などがある場合に、より慎重な手続きを求める内容のものです。M&Aを検討する際に不正会計の兆しが無いかを検討するに当たっても有用な情報が含まれております

そこで、今月号のDCo Newsでは、「不正リスク対応基準」(仮称)の内容をご紹介しますとともに、不正会計の兆しが財務諸表のどこに現れるかについて解説いたします。

## 2. 不正リスク対応基準(仮称)の主な内容

不正リスク対応基準は

- ① 職業的懐疑心の強調
- ② 監査の実施
- ③ 監査事務所の品質管理から構成されている

不正リスク対応基準については、現在パブリックコメントを募集しているところですが、金融庁は2014年3月期決算から適用する方針としています。

不正リスク対応基準は

- ① 職業的懐疑心の強調
  - ② 不正リスクに対応した監査の実施
  - ③ 不正リスクに対応した監査事務所の品質管理
- の3つから構成されております。また、上記のほかに

付録1 不正リスク要因の例示

付録2 不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況の例示がそれぞれ記載されています。

①についてですが、従来から監査人は監査の実施に当たっては「職業的専門家としての懐疑心をもって、不正及び誤謬により財務諸表に重要な虚偽の表示がもたらされる可能性に関して評価を行う」ことが要求されてきました。また、以前より監査の目的は財務諸表の重要な虚偽記載を発見することであり、不正そのものを発見することが主たる目的ではないという議論がありました。

不正リスク対応基準ではその考え方を踏襲しつつ、不正リスクに対応するためには、誤謬による重要な虚偽表示のリスクに比し、より注意深く、批判的な姿勢で臨むことが必要であり、監査人としての職業的懐疑心が特に重要であるとして「職業的懐疑心の強調」として冒頭に掲記しています。

簡単にいえば、誤謬(ミス)に比べて不正会計は隠そうとしているのだから、より懐疑的に財務諸表を分析しなければ発見できないという、きわめて当たり前のことを強調しているわけです。

②は監査の各段階における不正リスクに対応した監査手続き等を規定しています。

「付録1 不正リスク要因の例示」で記載されているものが典型的なものです。このようなリスク要因が存在するときは、それに応じた監査手続きが求められるとされました。新聞紙上で「抜き打ち監査」などと書かれたものもひとつです。

また、「付録2 不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況」が識別されたときには不正会計が行われていないかを判断するため、追加的な監査手続きを実施することとされています。

「付録1 不正リスク要因の例示」「付録2 不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況の例示」については次頁以降で解説いたします。

③は上記に対する監査事務所のチェック体制を定めたものであり、DCo Newsの読者の皆様には直接関係無いものですので解説は割愛いたします。

## 付録1 不正リスク要因の例示

## 不正リスク要因

- ① 動機・プレッシャー
- ② 機会
- ③ 姿勢・正当化

付録1においては、典型的な不正リスクが発生しやすい状況を大きく3点例示列挙しています。

## ① 動機・プレッシャー

- 利益が計上されている又は利益が増加しているにも関わらず営業活動によるキャッシュ・フローが経常的にマイナスとなっている、又は営業活動からキャッシュ・フローを生み出すことができない。
- 技術革新、製品陳腐化、利率等の急激な変化、変動に十分に対応できない等を理由として企業の属する産業又は企業の事業環境が脅かされている。
- 経営者や、営業担当者、その他の従業員等が売上や収益性等の財務目標を達成するために、過大なプレッシャーを受けている。
- 企業の業績が、経営者又は監査役等の個人財産に悪影響を及ぼす可能性がある。

つまり、業績が悪化した場合にそれを隠すインセンティブがはたらく場合には、不正会計が行われることが高いことを示唆しています。

## ② 機会

- 通常取引過程から外れた関連当事者との重要な取引、重要性のある異常な取引等が期末日近くの取引が存在している。
- 経営が極めて少数のものに支配されており統制が無い、また内部統制制度が有効に機能していない。
- 異例な法的実態又は権限系統になっているなど、極めて複雑な組織構造である。

つまり、不正会計を実施した場合にそれをチェックする機能がない、又は、それが異常なものに映らない環境がある場合には、不正会計が行われていることが高いことが示唆されています。

## ③ 姿勢・正当化

- 経営者が、経営理念や企業倫理の伝達を効果的に行っていない。
- 経営者と監査人との間で、意見の相違が頻繁に起こっている、必要な資料の提示や従業員その他の関係者との接触を不当に制限しようとしている。

ここでは、経営者が自ら正しいディスクロージャーをするための努力を怠っている場合、もしくはそれを邪魔するような行動をとっている場合には、不正会計が行われている可能性が高いことを示唆しています。

いずれも、読んでみると当たり前のことばかりですが、実際にM&Aの対象会社では、頻繁に見られる事象でもあります。

## 不正会計の兆候

## 付録2 不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況の例示

付録1では不正会計がおきやすい状況はどのような場合かを例示していますが、付録2においては、以下に例示するような状況の場合、不正会計が発生している可能性が高いとしています。

- ① 不正に関する情報
  - 社内通報制度や取引先から不正の可能性についての通報がある。
- ② 通例でない取引
  - 企業の通常の取引から外れた重要な取引や企業が関与する事業上の合理性が不明瞭な重要な取引が存在する。
  - 企業の事業内容に直接関係の無い又は事業上の合理性の明らかでない重要な資産、買収等が行われている。
  - 関連当事者や企業との関係が不明な相手先との間で事業上の合理性が明らかでない資金の貸付等が行われている。
- ③ 証拠の変造、偽造、隠蔽の可能性を示唆する情報
  - 変造ないし偽造された文書が存在している。又は重要な取引にかかる重要な文書を紛失している。
  - 重要な取引について重要な文書が入手できない、もしくはドラフトのみしか入手できない。
- ④ 会計上の不適切な可能性を示唆する状況
  - 期末日付近に経営状態に重要な影響を与える通例でない取引が行われている。
  - 重要な取引にかかる証憑が存在しない、又は会計帳簿や勘定内訳書等との間で本来一致すべき項目が一致しない。
  - 合理的な理由無く会計方針の変更を行っている、又は、重要な会計上の見積もりを頻繁に行っている。
- ⑤ 確認結果
  - 説明できない重要な差異が発生している。
  - 特定の相手先に関する確認状が監査人に直接返送されないことが頻繁に発生する。
- ⑥ 経営者の監査への対応
  - 合理的な理由無く、施設や特定の従業員との接触を企業が拒否する、又は変更を主張する。
  - 合理的な理由無く確認依頼の相手先を変更したり、他の確認先に比べて著しく時間がかかる。
- ⑦ その他
  - 企業が、財務諸表に重要な影響を及ぼす取引に関して、明らかに専門家としての能力又は客観性に疑念のあると考えられる専門家を利用している。
  - 重要な投資先や取引先、又は重要な資産の保管先に関する十分な情報が監査人に提供されない。

監査人にとっては、「結果的に見れば確かにそうなんだけど・・・」とか「通常の取引かどうかは監査人が判断するのは難しい・・・」といった恨み節も聞こえてきそうです。

事実、不正リスク対応基準では、これらの付録1や付録2はあくまで例示であって、チェックリストとして使う性質のものではないとしています。つまり、これさえ注意しておけば不正会計が見抜けるものではないということです。

また、M&Aの過程において行われるデューデリジェンスでは、そもそも付録2に記載されているもののうち③や⑤はそもそも実施することが難しいかもしれません。

それではやはり不正会計を事前に見抜くことはできないのでしょうか

不正会計のしわ寄せは貸借対照表に現れる。

### 3. 不正会計はどこに現れるのか

確かに、こういう時は必ず不正会計がある！という決定的なものはありません。しかし、不正会計が行われている可能性が高いという感触を得ることは可能です。

そのヒントは付録1に記載されている「利益が計上されている又は利益が増加しているにも関わらず営業活動によるキャッシュ・フローが経常的にマイナスとなっている」という文言にあります。

企業の一生を考えたとき「営業利益の総和」と「営業キャッシュ・フローの総和」は必ず一致します（簡便的に税金は考慮していません）。

つまり、利益だけを操作した場合、必ず営業キャッシュ・フローとの不整合が生じ、そのしわ寄せは貸借対照表に現れます。というのも、貸借対照表には、会社が投下した資本のうち、現金化できていないものが資産として計上されるため、利益操作分だけ貸借対照表のどこかが水増しされることになるからです。

では、具体的にはどのような科目にしわ寄せが現れるのでしょうか？

#### ① 売上債権

一番スタンダードな勘定科目です。逆に一番着目されるものであり、滞留調査などをすると、すぐにわかってしまいます。そこで、架空又は循環取引を行い、発生時期をずらしていくことで、滞留調査からの発見を防止しようとする。この場合、売上債権の金額は徐々に増加していきます。

ある事例では、売掛金と買掛金の回転期間が2年超になっているものがありました。これが実態だとすると、この会社は膨大な運転資金を調達する必要がありますが、そもそもこの様なビジネスモデルが成立するのでしょうか。

#### ② 貸付金

滞留調査から発見されないように、ある時点で債権を貸付金や投資勘定へと振り替えてしまう手法です。これもこれらの貸付金や投資の回収可能性が問題になってきます。

資金貸付や投資の必要性や合理性を説明できないことにより、それを発端として不正会計が発覚することが多く見られます。

#### ③ たな卸し資産

循環取引の過程においては、たな卸し資産、特に資産の単価がどんどん増加していきます。

ある事例では、単なるソフトウェアが1本数千万円で評価されていたこともあったようです。

④ 有形・無形固定資産、のれん

①～③までは、比較的発見しやすいものです。というのも結局は個別資産の評価の問題に帰着するため、その個別資産に着目さえできれば、不正会計を発見すること辞退は比較的容易だからです。

そこで、これに対応するために、より大きなものの中に紛れ込ませるという手法を用いて不正会計を行うケースがあります。大きければ大きいほど不正は目立たなくなるので、その対象は大規模設備であったり、大型のシステム投資、会社そのものであったりします。

このケースの場合、帳簿だけで行うケースよりも実際に資金移動を伴うケースのほうが多いようです。この資金は実際には何らかの形で還流するわけですが、資金移動が起こると正常な取引か不正会計かを判別するのは困難になります。

会社はその後、減価償却をすることで徐々に不正を解消していきます。①～③に比べると長期間で処理していくため、単年度で見ると不正会計の処理コスト(費用の増加額)も少なくすみます。

このような手法で行われた不正会計は、いわゆる現地実査をすることで発見されることが多く見られます。

一般的に工場等を視察する時は、技術面を確認するために行われることが多いですが、例えば、この資産は〇〇百万円で購入していますよ、という情報を持って現地を見ると、それは高すぎるということで不正が見つかるという事例もあるようです。

業績が悪化しているにもかかわらず、大型の設備投資、M&Aを行っている場合は、特に不正会計の疑いの可能性を疑って現地を見ることで、発見の可能性は高まります。

⑤ SPCへの売却

いわゆる飛ばしです。連結対象にならないSPC(又は協力会社)に売却処理をするわけですが、基本的には資金的な裏づけが無いため結局は①～④と同様の過程で発見されることが多いようです。

⑥ 預金証書の偽造

最後の手段です。要は利益操作した分、現預金が足りなくなるので、いっそ偽造してしまえというものです。私も実際に、偽造された証書を見たことがあります。言われて見なければわからない精度のものもありました。

これも、多額の現預金があるにも関わらず、(本当は現預金が無い)ため)資金調達を行わなければなくなってしまう、用途を合理的に説明できないため発覚するというケースが多いようです。

肝心なのは財務諸表を  
懐疑心を持って再確認  
すること

## 4.おわりに

繰り返しになりますが、前頁までで解説した内容を全てチェックしさえすれば、不正会計が必ず発見されるというものではありません。

また、DCo Newsの読者の皆様にとっては、不正会計を見つけること自体が目的でもありません。

本稿で強調したいのは、不正会計自体は必ず財務諸表になにかしらの痕跡を残しているということです。

例えば、「本業が不振なのにもかかわらず、M&Aや設備投資を繰り返し行っている」であったり、「売上債権の回転期間が以上に長期化している」ということがあった場合、そのひとつひとつに合理的な説明を受けたとしても、全体としての違和感、言い換えれば気持ち悪さを感じるかと思いません。

M&Aにおけるデューデリジェンスのプロセスは言い換えれば、この「気持ち悪さ」をできる限り小さくしていくというプロセスです。「気持ち悪さ」が許容できる範囲まで小さくならない場合、M&Aを断念するという苦渋の決断を下さなければなりません。

M&Aを検討するにあたっては、対象会社のいいところに目がいくのは当然のことです。しかし、デューデリジェンスの段階では、立場をかえてあらゆる角度から「懐疑心」をもって、改めて財務諸表を再確認することが、M&Aで思わぬ失敗をしないための、必須の事項であると考えます。

お問い合わせ先:

株式会社デューデリジェンス

伊藤 光堅 ヴァイスプレジデント [mito@dcokk.com](mailto:mito@dcokk.com)

